

●自治会関係補助金の交付金化について

【目 的】

町から自治会に対し補助している各種補助金を総合的な交付金化とすることにより、各自治会における自由な意思による自主的な活動の促進を図り、もって、地域の活性化及び住みよいまちづくりを推進する。また、あわせて「自治会総合交付金」することで、自治会及び町における事務手続きを簡素化し、自治会関係業務の効率化を図る。

【背 景】

- ・合併後4年を経て、自治会への補助金のあり方について精査したいと考えていること。
- ・行政改革審議会の提言（北栄町行政改革プラン）や町で実施した事業仕分けにおける結果を受け、自治会への補助金の見直し等が求められていること。
- ・定期監査における監査指摘から、自治会活動費補助金の補助金交付手続きが適正に行われず、補助金の使途、実績が明確でないとの指摘があり総会資料の提出を求めることとしたが、さらなる事務手続きの改善を行うもの。
- ・実務上、補助金が業務ごとになっており自治会が提出する書類が多く、自治会からも事務手続きの簡素化による改善が要望されていること。

【見直し方針】

- ①申請及び実績報告等の書類をできる限り簡素化し、また、支払いを年1回とすることで、町及び自治会の事務手続きを軽減すること。
- ②補助金を交付金化し、ある程度、自治会の自主的な運営、活動ができるものとなるよう検討すること。特に、全体の公平性を確保すること。
- ③補助金の内容を精査し、変更、統廃合により整理すること。

【見直し（案）】

…別紙のとおり ⇒ 平成22年度から適用（予定）

※ 交付金は、町の会計にあわせ、次のとおり支払うこととするので、年会計で行っている自治会においては、あらかじめご承知ください。

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ○平成21年度自治会活動費補助金（1～3月分） | } 平成22年3月25日 |
| ○平成21年度防犯灯電気料金補助金（1～3月分） | |
| 支払い（予定） | |
| ○平成22年度自治会総合交付金（H22.4～H23.3月分） | |

- | | |
|--|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・自治会運営交付金 ・防犯灯維持管理交付金 ・防火防災組織運営交付金 | } 毎年度6月支払い |
| <ul style="list-style-type: none"> ・防火防災器具等整備費交付金・・・毎年度年末までに随時支払い | |

⇒この交付金は、今後、制度を再度見直し検討、整理する予定

- ・自主防災組織訓練活動交付金・・・年度末随時支払い

【事務処理リスケジュール】

	自治会総合交付金				
	自治会運営交付金	防犯灯維持管理交付金	防火防災組織運営交付金	防火防災器具等整備費交付金	自主防災組織訓練活動交付金
事務担当	(総務課総務室)			(総務課地域防災室)	
1月	自治会総会資料の提出			防火等器具購入等の新年「自治会要望書」の提出	(重要)
2月	(町) 予算査定				
3月	(町) 新年度予算審議・議決				
4月	書類の提出不要 (町) 世帯数の把握、計算	「算定報告書」(様式第1号)の提出 添付資料：「防犯灯電気料金(4月分)内訳書」の提出		(随時) 防火防災器具等の納品実績等に基づき「交付申請書」(様式第2号)及び「納品請求書」(領収書でも可)、「交付請求書」を提出 ↓ (町) 交付決定通知－交付金の振込(年内)	(随時) 交付金要件の上限3回、5万円や訓練事業実績に基づき「交付申請書」(様式第2号)及び「交付請求書」を提出 ●年内申請の場合、できる限り「防火等器具等整備費交付金」の「交付申請書」による。 ↓ (町) 交付決定通知－交付金の振込
5月					
6月	(町) 交付金の振込				
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月	自治会総会資料の提出			防火等器具購入等の新年「自治会要望書」の提出	
2月	(町) 予算査定				
3月	(町) 新年度予算審議・議決				

※ (重要) 交付金は、予算の範囲内で交付するものである。特に「防火防災器具等整備費交付金」については、新年「自治会要望書」に基づき新年度予算要求するものであることから、年度中途のものは、原則、認めないものとする。

(別紙) 交付金化見直し (案)

補助金名	目 的	現行の補助内容	見直し後の「交付金」(案)	備 考
(総 務 課)				
自治会活動費補助金	自治会の運営に対し運営費及び事務費を補助	・運営費 - 均等割 40,000 円 - 世帯割 1,000 円×世帯数 ・事務費 1,000 円×世帯数 ※世帯数は、当該年 1/1 現在	●自治会総合交付金-「自治会運営交付金」 - 均等割 40,000 円 - 世帯割 1,000 円×世帯数 - 事務費 1,000 円×世帯数 ※世帯数は、当該年度 4/1 現在	・申請書(算定基礎報告書)及び実績報告書の提出の必要なし ・自治会会計(指定口座)に、年1回(6月)振込み ・自治会総会資料1部提出の必要あり
防犯灯電気料金補助金	自治会が暗い道路の通行解消、防犯目的のため設置した防犯灯の電気料金に対し補助	・防犯灯電気料金の 1/3 4 月分電気料金×12 か月×1/3 ※年 2 回(11 月、3 月支払い)	●自治会総合交付金-「防犯灯維持管理交付金」 - 防犯灯電気料金×12 か月×1/3 ※防犯灯電気料金は、当該年度 4 月分電気料金	・算定基礎報告書及び添付資料(例:4 月分電気料金内訳書(中国電力発行)の提出の必要あり ・実績報告書の提出の必要なし
自主防災組織運営補助金	自主防災組織の設置とその活動に対し補助	・均等割 5,000 円 ・訓練活動 300 円×参加世帯数×回数 ※上限 3 回 50,000 円	●自治会総合交付金-「防火防災組織運営交付金」 ・自主防災組織運営分 - 均等割 5,000 円 ・自衛消防団運営分 - ポンプ割 20,000 円 - 世 帯 割 300 円×世帯数 ・婦人消防隊運営分 - ポンプ割 20,000 円 ●自治会総合交付金-「自主防災組織訓練活動交付金」 ・訓練活動分 300 円×参加世帯数×回数 ※上限 3 回 50,000 円まで	・自治会会計(指定口座)に、年1回(6月)振込み ・訓練活動実績に基づき申請書の提出の必要あり ・実績報告書の提出の必要なし ・自治会会計(指定口座)に随時振込み

自衛消防団・婦人消防隊運営補助金	自衛消防団・婦人消防隊の消防ポンプ管理及び活動運営に対する補助	・自衛消防団ポンプ割 20,000 円 300 円×世帯数 ・婦人消防隊ポンプ割 20,000 円
防災用備品購入補助金	自主防災組織の資機材の購入に対し補助	・購入費の 1/2 ※上限 5 万円
消防用備品購入補助金	消火栓ホースなど消防器具の購入に対し補助	・購入費×1/2 上限 10 万円 ※予算内予算要求時の要望書によるのみ
自衛消防団ポンプ修理補助金	ポンプ修繕に対し補助	・20,000 円以上の修理につき、これを超えた額×1/2
自衛消防設備等整備費補助金	自衛の消防ポンプ、ポンプ格納庫、防火水槽の設置に対し補助	・消防ポンプ購入費（国県補助金又はコミュニティ助成金を除く。）×1/2 ※「国・県補助金又はコミュニティ助成金」対象事業のみ ・消防ポンプ格納庫設置費×1/2 ※上限 30 万円 ・防火水槽設置費の 30 万円を超える部分の経費

(防火防災組織運営交付金に統合)	
●自治会総合交付金-「防火防災器具等整備費交付金」 ・防災用備品購入分 購入費×1/2 ※上限 5 万円 ・消防用器具等購入分 購入費×1/2 ※上限 10 万円 ・消防ポンプ修理分 20,000 円を超える修理に限り、修理代 20,000 円を超えた部分の額×1/2	・原則、新年の自治会要望に基づき予算措置を行ったもので、予算の範囲内のものに限る。 ・器具等の納品実績に基づき申請書の提出の必要あり ・実績報告書の提出の必要なし ・自治会会計（指定口座）に随時（年内）振込み
(防火防災器具等整備費交付金に統合)	
(防火防災器具等整備費交付金に統合)	
◎「補助金」事業とする。 ※現行のとおりに「自衛消防設備等補助金」とする。	・新年の自治会要望に基づき予算措置を行ったもので、予算の範囲内のものに限る。（原則、年度中途は対象としない。） ・補助金等交付規則、各要綱に基づく手続きが必要。

消火栓新設 工事補助金	消火栓の新設工事 に対し補助	・新設工事費×1/2
自治会集会 施設整備費 補助金	自治会が集会施設 を設置等整備する ための借入れに対 する補助	・整備費のための借入金×5%

- ◎「補助金」事業とする。
※現行のとおり「消火栓新設工事補助金」とする。
- ◎「補助金」事業とする。
※現行のとおり「自治会集会施設整備費補助金」とする。

- ・新年の自治会要望に基づき予算措置を行ったもので、予算の範囲内のものに限る。(原則、年度中途は対象としない。)
- ・補助金等交付規則、各要綱に基づく手続きが必要。

(企画振興課)

地域の自立・活性化活動支援事業 交付金	地域の自立・活性化に向けて積極的な活動を行おうとするコミュニティに対し、人的、財政的な支援を行うことにより町全体の活性化を図る ※コミュニティは自治会に限らない。	・地域の自立・活性化のために新規・拡充するソフト事業事業に要する経費×10/10 ※ 上限 10 万円 ・イベント開催・広域交流・景観形成・文化芸術活動等のソフト事業事業に要する経費×1/2 ※ 上限 30 万円 △ハード事業 交付金×1/2 △食糧費 会合時の必要最低限の茶菓のみ ◎継続 3 か年
------------------------	--	--

- ◎「自治会総合交付金」の対象外とし、単独の「交付金」事業とする。
※交付要件は、現行のとおりとする。

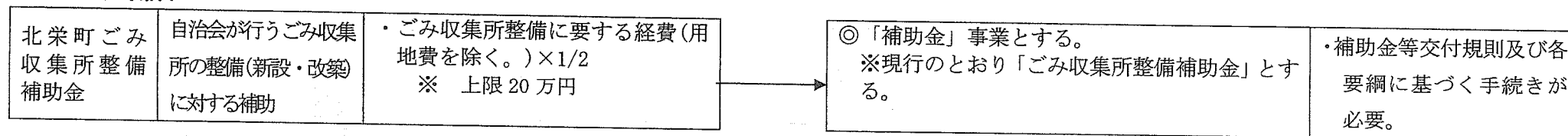
- ・担当課：企画振興課において、事業内容を審査するため、相談必要。
- ・交付要綱に基づく手続きが必要。

(健康福祉課)

敬老行事等 補助金	高齢者に対して敬意を表し、長寿を祝福するために敬老行事を開催する自治会に対する補助	・敬老会運営費 1,000 円×75 歳人数 ※人数は、当該年 1/1 現在
--------------	---	---

- ◎「補助金」事業とする。
※補助事業の内容は、現在見直し検討中。

(環境政策課)



北栄町自治会総合交付金交付要綱（案）

平成 21 年 月 日
告示第 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、北栄町自治会総合交付金（自治会の運営や防災活動その他自主的な地域づくり活動などに対して交付する交付金をいう。以下「交付金」という。）に関し必要な事項を定めることにより、町における地域の自立・活性化及び住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

（交付金の内容）

第 2 条 この交付金の内容は次に掲げるとおりとし、その内訳及び金額は別表のとおりとする。

- （1）自治会運営交付金
- （2）防犯灯維持管理交付金
- （3）防火防災組織運営交付金
- （4）防火防災器具等整備交付金
- （5）自主防災組織訓練活動交付金

「自主防災組織」、「自衛消防団」、「婦人消防隊」を「防火防災組織」として一括りにしたが、「交付金算定」メニューは別とした。（別表）。また、交付手続きの簡素化を行う。

従来の制度に準じて年度前の「自治会要望書」に基づき予算化したものを、実績に基づき年内交付する。今後は交付算定内容の見直しを行う。

「訓練活動」分は、年度内に行われた訓練実績に基づき支払うことから、第 3 号とは別立てにした。

（事業主体）

第 3 条 この交付金に関する事業の事業主体は、町内の自治会とする。

（報告及び申請）

第 4 条 この交付金のうち、第 2 条第 1 号に定める交付金については、報告は不要とし、交付基準は別表のとおりとする。

2 第 2 条第 2 号及び第 3 号に定める交付金については、申請者は、自治会総合交付金算定基礎報告書（様式第 1 号）を町長が指定する日までに町長に提出しなければならない。

3 第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める交付金については、申請者は、自治会総合交付金（変更）申請書（様式第 2 号）を町長が指定する日までに町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第 5 条 町長は、前条第 3 号による申請があったときは、内容を審査し、交付金の額を決定するものとする。

2 町長は、交付決定をしたときは、申請者に自治会総合交付金交付決定通知書（様式第 3 号）を通知するものとする。

（事業の変更）

第 6 条 第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める交付金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、速やかに様式第 2 号を町長へ提出しなければならない。

（1）当該事業に要する経費に増減があったとき。ただし、交付決定額に変更がない場合はこの限りでない。

（2）前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の変更の申請があったときは、内容を審査し、交付金の額等を決定するものとする。

3 町長は、変更した交付金の額等を決定したときは、申請者に自治会総合交付金変更交付決定通知書（様式第 4 号）を通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第 7 条 本交付金に係る事業の着手届及び完了届の提出は省略することができる。

（実績報告）

第 8 条 町長は、必要に応じて、申請者に交付金に係る事業の実績報告を書面により求めることができる。 ← 自治会総会資料の提出をお願いします。

3 自治会は、前項の規定により実績の報告を求められたときは、自治会総合交付金実績報告書（様式第 5 号）により町長に報告しなければならない。

（交付金の返還）

第 9 条 町長は、偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたものがあるときは、そのものに対し交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第 10 条 この要綱又は北栄町補助金等交付規則（平成 17 年北栄町規則第 43 号）に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

自治会総合交付金

平成21年度の金額を記入しています。

名 称	内 容	備 考
自治会運営交付金	運営費分 均 等 割 40,000 円 世帯数割 1,000 円×世帯数 事務費分 1,000 円×世帯数 ※ 世帯数は当該年度の4月1日現在とする。	金額は年額
防犯灯維持管理交付金	防犯灯電気料金×12か月×1/3 ※ 電気料金は当該年度の4月1日の料金とする。	金額は年額
防火防災組織運営交付金	自主防災組織運営費分 均等割 5,000 円 自衛消防団運営費分 ポンプ割 20,000 円 世帯数割 300 円×世帯数 ※ 世帯数は当該年度の4月1日現在とする。 婦人消防隊運営費分 ポンプ割 20,000 円	金額は年額
防火防災器具等整備費交付金	防災用備品購入分 購入費×1/2 ※ 上限 50,000 円 消防用器具等購入分 購入費×1/2 ※ 上限 100,000 円 消防機器修理分 修理代 20,000 円以上の場合に限り 20,000 円を超える部分の経費×1/2	
自主防災組織訓練活動交付金	訓練活動分 300 円×参加世帯数×訓練回数 （自主防災組織が行う防災訓練、防災に関する講習会・研修会の参加） ※ 上限 訓練3回 50,000 円	

※ 上記に定める交付金の額は、予算の範囲内において、それぞれ1円未満の端数を切り捨てた額を交付するものとする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

北栄町長

様

住 所

団体名

代表者名

印

年度自治会総合交付金算定基礎報告書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 防犯灯維持管理交付金

(1) 防犯灯設置の有無 無 ・ 有

※4月分の防犯灯電気料金がわかる書類を添付すること。

2 防火防災組織運営交付金

(1) 自主防災組織設置の有無 無 ・ 有 (組織名:)

(2) 自衛消防団設置の有無 無 ・ 有 (組織名:)

ア 消防ポンプ設置の有無 無 ・ 有

(3) 婦人消防隊設置の有無 無 ・ 有 (組織名:)

ア 消防ポンプ設置の有無 無 ・ 有

年 月 日

北栄町長 様

住 所
団体名
代表者名

印

年度自治会総合交付金（変更）申請書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第4条第3項（第6条第1項）の規定に基づき、次のとおり（変更）申請します。

記

1 防火防災器具等整備費補助金

（1）防災用備品購入の（変更）有無 無 ・ 有

※購入する備品の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

（2）消防用器具等購入の（変更）有無 無 ・ 有

※購入する器具等の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

（3）消防機器修理の（変更）有無 無 ・ 有

※修理する機器、金額等がわかる資料を添付すること。

2 自主防災組織訓練活動交付金

（1）訓練活動の実績

実施年月日	実施場所	参加世帯数	主な活動の概要

3 添付資料

※変更申請の場合、交付金交付決定通知の写しを添付すること。

第 号
年 月 日

様

北栄町長

印

年度自治会総合交付金交付決定通知書

年 月 日付で報告（申請）のあったこの交付金について、次のとおり交付することに決定したので、北栄町自治会総合交付金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 交付金の種別 年度自治会総合交付金

2 交付決定額 金 円

内 訳 ・ 防火防災器具等整備費交付金 円
・ 自主防災組織訓練活動交付金 円

3 この交付金は、交付の目的以外に使用してはならない。

4 申請者は、北栄町自治会総合交付金交付要綱（平成 年北栄町町告示第 号）及び北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号）を遵守しなければならない。

5 交付金の交付条件に違反した場合には、交付金の全部又は一部を返還させることがある。

6 この交付金に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第 号
年 月 日

様

北栄町長

印

年度自治会総合交付金変更交付決定通知書

年 月 日付第 号で交付決定した 年度自治会総合交付金については、
年 月 日付で提出のあった 年度自治会総合交付金変更申請書に基づき、
次のとおり変更交付決定することとしたので、北栄町自治会総合交付金交付要綱
第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 交付金の名称 年度自治会総合交付金

2 変更交付決定額 金 円

内 訳 ・ 防火防災器具等整備費交付金 円
・ 自主防災組織訓練活動交付金 円

3 その他

年 月 日

北栄町長

様

申請者 住 所

団体名

代表者名

印

年度自治会総合交付金実績報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった下記事業等を実施した
ので報告します。

記

交付金事業の実績

1 事業の名称

2 添付書類

※ 必要に応じて事業実績のわかる資料を添付すること。